

高齢者の労働災害防止のための指針概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために定めたもの。

第2 事業者が講すべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

● 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。

● 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

- ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。

● 高齢者の特性を考慮した作業管理

- ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。

● 体力の状況の把握

- ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。

● 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。

● 高齢者の状況に応じた業務の提供

- ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
- ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
- ・高齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

● 高齢者に対する教育

- ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

● 管理監督者等に対する教育

- ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。